

○犯罪被害者等の一時避難場所確保に係る公費負担実施要領の 制定について

(平成20年3月18日例規第63号)

この度、犯罪被害者支援の一環として、別添のとおり「犯罪被害者等の一時避難場所確保に係る公費負担実施要領」を制定し、平成20年4月1日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

犯罪被害者等の一時避難場所確保に係る公費負担実施要領

第1 目的

この要領は、犯罪被害者又はその家族若しくは遺族（以下「被害者等」という。）が、当該犯罪被害のため、居宅が犯罪行為の現場となるなどの事由により、当該居宅に居住することが困難であると認められる場合、一時的な緊急避難の場所として宿泊するホテルその他の宿泊施設（以下「一時避難施設」という。）を確保するために要する経費を公費で支出することにより、被害者等の経済的、精神的負担を軽減することを目的とする。

第2 支出対象者

次のいずれかに該当し、かつ、自ら居住場所（公的施設のほかホテルなどの宿泊施設及び親類、知人宅等を含む。）を確保することが困難であると認められる被害者等を対象とする。

- (1) 居宅が犯罪行為の現場となったため、当該犯罪行為に起因する居宅の破壊、汚損等により、物理的に被害者等が当該居宅に居住することが困難な状況にあるとき。
- (2) 居宅が犯罪行為の現場となったため、被害者等が当該居宅に引き続き居住することが被害者等に精神的な二次的被害を与えるおそれがあるとき。
- (3) 被害者等が、加害者又はその関係者から危害を加えられるおそれがあるとき。
- (4) その他一時避難を行う必要があると認められるとき。

第3 支出除外事由

第2に規定する支出対象者に該当する場合であっても、次のいずれかに該当するときは、支出しないものとする。

- (1) 被害者等が公費による支出を辞退したとき。
- (2) その他公費負担することが社会通念上適切でないと認められるとき。

第4 支出内容

支出範囲は、一時避難施設の宿泊に要する経費（サービス料を含む。）3泊分の実費とし、食事代及び通信費は含まないものとする。ただし、署長が必要を認めるときは、宿泊日数を延長することができるものとする。

第5 支出手続等

- 1 署長は、公費負担の必要性の判断を行うこと。

- 2 公費負担の必要性を認めた場合は、被害者等の意向を確認した上で一時避難施設を選定し、当該施設及び被害者等に対してその利用経費を公費負担する旨を明確に告げること。
- 3 支出手続は、一時避難施設からの請求に基づき一時避難被害者等支援調書（様式第1号）を作成するとともに、静岡県財務規則（昭和39年県規則第13号）の定めるところにより、口座振替の方法によること。
- 4 公費による支出を行った場合には、速やかに一時避難場所公費支出報告書（様式第2号）により警察相談課長に報告すること。

第6 留意事項

- 1 本制度は、被害者等が自ら他に居住場所を確保することができない場合の措置であることから、居住場所の確保が可能な場合は、当該居住場所の利用を優先させること。
- 2 一時避難施設を選定に当たっては、金融機関への口座振替による支払方法に依られる施設とし、利用の際には、一時避難施設に対し、あらかじめ本制度の趣旨及び手続について十分に説明を行い、理解を得た上で運用すること。
- 3 被害者等に対しては、宿泊費が全額公費負担されるという誤解を招かないよう十分に説明を行うこと。
- 4 一時避難施設への協力要請を行う際は、被害者等に係る個人情報の保護に細心の注意を払うこと。
- 5 署長は、公費支出の適否、範囲、公費負担手続等について疑義が生じた場合は、警察相談課長と協議すること。